横浜市立洋光台第二中学校いじめ防止基本方針

１．いじめ防止に向けた学校の考え方

洋光台第二中学校は、「いじめ防止対策推進法第 13 条」に基づき、学校の実情に応じてすべての教育活動における、いじめ防止といじめの早期発見およびいじめへの対処法等の基本的な考え方と具体の取り組み内容を「洋光台第二中学校いじめ防止基本方針」として定める。

第 13 条　学校は、いじめ防止基本方針または地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

（１）いじめの定義

いじめ防止対策推進法第２条の通り、本校では「いじめ」を「生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているもの」と定義する。

（２）いじめの防止等に向けての基本的理念

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、すべての生徒の誰もが安心して生活できるよう、いじめを行わず及び他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないよう、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

（３）学校いじめ防止基本方針実現のための手立て

①いじめは人権侵害、犯罪行為であり、「いじめを絶対に許さない」学校創りに計画的、組織的に取り組む。

②学級、学年、部活動等が望ましい集団であるよう指導の充実を図るとともに，生徒一人ひとりの自己有用感と自己存在感の涵養に努める。

③保護者との信頼関係の構築や地域・関係諸機関との連携協力に努め、社会全体で子供の健全育成を図り、いじめのない社会の実現を目指す。

④生徒自らが安心して豊かに生活できる社会や集団を築き、いじめを許さない社会の実現に努める生徒の育成を目指す。

２．「洋光台第二中学校いじめ防止対策委員会」の設置

（１）委員会の構成員

管理職・生徒指導専任・生徒指導部長・教務主任・学年主任・養護教諭・特別支援教育コーディネーターを常設委員会の委員とし、必要に応じて、スクールカウンセラーやＳＳＷ等関係職員の参加を求める。

【組 織 図】

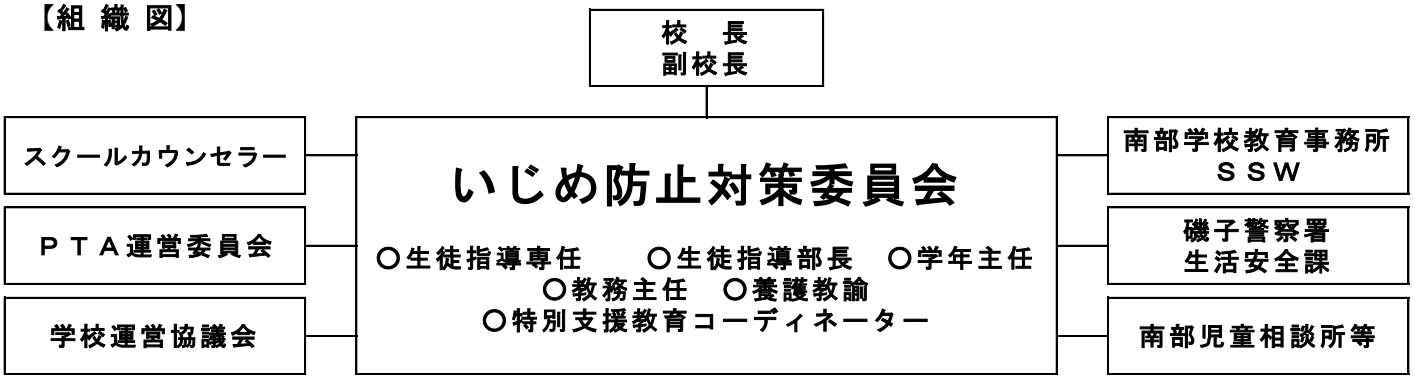

（２）委員会の運営

校内にいじめ防止対策委員会を常設して月１回以上、定期的に委員会を開催する。なお、いじめの疑いがあった段階で、直ちに委員を招集して委員会を開催する。

管理職は、学校として組織的な対応方針を決定するとともに、会議記録の作成と保管を命じ、状況の管理を行う。

（３）相談窓口の設置

生徒指導専任・養護教諭・副校長が担当する相談窓口を設置して、いじめに関する情報収集に努める。

（４）委員会の活動内容

①未然防止対策

・「洋光台第二中学校いじめ防止基本方針」の策定と徹底

・年間計画の策定といじめ防止に関する定期的かつ継続的な研修

・生徒、家庭に向けた継続的ないじめ防止の啓発活動

②早期発見・早期解決

・早期発見のために学級ならびに学年間の情報を収集・共有した組織的対応

・早期解決に向けた、迅速で適切な初期対応

・生徒アンケートならびに教育相談の定期的な実施

③取組みの検証

・「洋光台第二中学校いじめ防止基本方針」の定期的な点検・見直し

・学校評価を活用したＰＤＣＡサイクルに基づいた取組の検証

３．いじめの未然防止、早期発見・事案対処

（１）いじめ未然防止の具体的取組

・休み時間等の巡回指導

・いじめ解決一斉キャンペーン実施

・生徒主体のあいさつ運動

・人権担当による人権学習やスクールカウンセラー等による講話

・人権教育、道徳教育の推進

・学校説明会、懇談会等での保護者への啓発

・人間関係づくりを重視した体験活動の充実、地域貢献活動

・生徒の主体的活動の推進・支援

・ネットを介したトラブル防止のための取組

（２）いじめ早期発見の具体的取組

・いじめの定義理解を含む教職員への研修

・いじめを見逃さない教職員の見守り体制づくり

・定期的なアンケート調査の実施（５月：記名式／１２月：無記名式）

・ＹＰアセスメント実施（年２回：６月・１１月）

・年５回の教育相談活動の実施

・支援会議での情報交換

・スクールカウンセラーと連携した相談活動

・小中学校間の連携強化

・保護者、地域、関係機関との情報交換・連携

（３）いじめに対する措置

・速やかな、いじめ防止対策委員会での情報共有、対応方針決定、記録

・被害の生徒やその保護者へのスクールカウンセラー等を活用した支援

・加害の生徒に対する組織的・継続的な観察、指導等

・保護者の協力、警察署等関係機関との情報共有・連携

（４）いじめの解消

「いじめが解消している」状態は少なくとも次の２つの要件が満たされている必要がある。

①いじめの行為が少なくとも３か月（目安）止んでいること ②いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと

定期的に当該生徒・保護者から聴き取りを行い、いじめが解消しているか、継続されているかを確認して必要な支援を行う。

（５）いじめに対する職員への研修

・生徒理解研修の充実
・いじめ防止及び対応に関する研修の計画的な実施
・スクールカウンセラーとの意見交換
・定例の支援会議の充実

（６）学校・家庭・地域連携事業等の活用

・ＰＴＡ運営委員会、学校運営協議会等において、いじめの問題や学校が抱える課題等を共有
・地域ぐるみで解決する仕組づくりの推進
・青少年指導委員連絡協議会、主任児童委員との連携
・学校地域コーディネーターとの情報共有

（７）取組の年間計画

月	取　組　内　容	
	生　徒　・　学　校	保護者・地　域
４月	・洋光台第二中学校いじめ防止基本方針の共通理解 ・年間計画と重点指導内容等の確認、引継ぎ ・生徒理解研修・生徒指導研修 ・学習教育相談①	・入学式、学校説明会 ・学年集会
５月	・「いじめ早期発見のための生活アンケート」実施 （記名式アンケート・学習教育相談） ・ＳＮＳ利用に関する講演会（生徒・保護者）	・土曜授業参観・学級懇談会 ・第１回学校運営協議会（ブロック合同） ・地域貢献活動
６月	・ＹＰアセスメント実施①	・地域貢献活動
７月	・学習教育相談② ・横浜子ども会議（中学校ブロックでの話し合い）	・保護者面談 ・地域パトロール
８月	・特別支援教育職員研修 ・横浜子ども会議（磯子区内での話し合い）	・地域パトロール ・祭礼パトロール
９月	・学習教育相談③	・第２回学校運営協議会（単独）
10月	・オープンスクール	・第３回学校運営協議会（単独）
11月	・ＹＰアセスメント実施②	・第４回学校運営協議会（ブロック合同）
12月	・学習教育相談④ ・いじめ解決一斉キャンペーン（学校生活アンケート・面談）	・保護者面談 ・地域パトロール
１月	・学習教育相談⑤	・地域パトロール ・講演会
２月	・新入生説明会 ・磯子区小中高サミット（区三校種児童・生徒会話し合い）	・人権教育職員研修
３月	・小中ブロックでの新１年生情報交換 ・年間の振り返り、学校いじめ防止基本方針の点検	・第５回学校運営協議会（ブロック合同）
年間	・休み時間等の巡回指導、あいさつ運動、積極的な声かけ ・生徒主体の活発な生徒活動（生徒会・委員会活動・部活動）	・必要に応じた個別対応 ・家庭訪問

４．重大事態への対処

（１）重大事態の定義

いじめ防止対策推進法第 28 条第 1 項において「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」

いじめ防止対策推進法第 28 条第 2 項において「いじめにより当該学校に在籍する児童等が、相当の期間(※)学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」と定義されている。

（※）年間３０日を目安とする

（２）発生の報告

学校は、重大事態が発生した場合（疑いを含む）は、直ちに教育委員会に報告する。

①重大事態が発生した旨を、横浜市教育委員会に速やかに報告し、必要に応じて専門機関や警察等の関係機関への通報を行い，支援を要請する。

②教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織をいじめ防止対策委員会を中核として設置する。

③上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施し、当該事態への対処や同種の事態の再発防止を図る。

上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、明らかになった事実関係等の必要な情報を適切に提供する。

なお、これらの情報の提供に当たっては、他の生徒のプライバシーや関係者の個人情報に十分配慮する。

５．いじめ防止対策の点検・見直し

いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年１回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う（ＰＤＣＡサイクル）。

必要がある場合は、「横浜市いじめ防止基本方針」を含めて見直しを検討し、措置を講じる。

平成２６年４月１日策定（令和５年３月３１日改定）